

新型コロナウイルスに感染したかも…？ まずは電話で相談を！



発熱などのかぜ症状がある場合は、仕事や学校を休み、外出は控えてください。新型コロナウイルス感染症が疑われる場合、まずは電話で相談してください。複数の医療機関を受診することは控えてください。

相談する目安

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方(※)で、発熱やせきなどの比較的軽いかぜ症状がある場合
(※)高齢者、基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- 上記以外の方で、発熱やせきなど比較的軽いかぜ症状が続く場合



症状が4日以上続く、強い症状だと感じる、解熱剤などを飲み続けなくてはならないときなどは、必ず相談ください。

かかりつけ医がいる方

まずは、かかりつけ医に
電話で相談を！



電話相談後、受診、検査が
必要かどうか案内されます。

かかりつけ医がいない方

宮城県健康相談窓口にて電話相談

24時間受付

☎022-211-3883

☎022-211-2882

聴覚や言語に障がいのある方は、こちらを利用ください
FAX:022-211-3192
E-mail:sodan-corona@pref.miyagi.lg.jp

改めて、感染症対策の徹底を

基本的な新型コロナウイルス感染症予防策である「3密」(密集、密接、密閉)を避ける、こまめな手洗い・手指消毒をする、咳エチケットの徹底、マスクの着用など、改めて感染症対策の徹底をお願いします。

マスク着用時は、激しい運動は避け、こまめに水分補給をするなど、熱中症にも注意しましょう。



保健センター ☎364-4786

給付金・協力金の申請をお忘れなく！

1人につき10万円の「特別定額給付金」、事業者に30万円の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の申請が済んでいない方は、下記の期限までに申請してください。



特別定額給付金 申請期限
8月17日(月)まで



感染症拡大防止協力金 申請期限
8月31日(月)まで

塩竈市特別定額給付金・感染症拡大防止協力金ダイヤル ☎353-6236

市独自事業「しおがま事業継続支援金」 申請受付中

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(30万円)対象外の市内事業者の方へ、10万円を支給します。

対象 ①～③を満たす事業者

- ①市内に本社または主たる事業所がある事業者や会社以外の法人などで(大企業を除く)、令和2年3月31日までに事業を開始
- ②新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(30万円)の対象外
- ③4月または5月の売上げが前年同月と比較して20%以上減少

申請期限 8月31日(月)まで

申請方法 郵送

そのほか 申請書は、市内公共施設などに設置されているほか、市ホームページからダウンロードできます。

宮城県の協力要請に応じない事業者などは、本支援金の対象外です。

☎ 商工港湾課 しおがま事業継続支援金担当 ☎090-9631-7202 ☎090-9631-7186 ☎090-9631-7213

経済産業省 地代・家賃の負担を軽減するための給付金 「家賃支援給付金」受付開始

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、売上の減少に直面する皆さんの事業継続を支援するため、地代・家賃(賃料など)の負担を軽減する給付金です。

対象 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている中小法人・フリーランスを含む個人事業者などで、5月から12月の売上高が以下のいずれかに該当する方

- ①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3カ月の売上高の合計が前年同期比で30%以上減少

給付額 申請時の直近の支払賃料(月額)に基づき算出される給付金(月額)の6倍(6カ月分)を支給します。

申請期間 7月14日(火)から令和3年1月15日(金)まで

申請方法 家賃支援給付金ポータルサイトで電子申請または、申請サポート会場(塩釜商工会議所)で申請。ただし、申請サポート会場で申請する場合は、事前予約が必要です。

☎ 経済産業省 家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930(8:30~19:00)
家賃支援給付金申請サポート会場 電話予約窓口 ☎0120-150-413(9:00~18:00)

「ひとり親世帯臨時特別給付金」 対象者・申請方法を確認ください！

ひとり親世帯を支援するため給付金を支給します。対象者によって、申請方法が異なりますので確認ください。

基本給付

対象

- ①令和2年6月分 児童扶養手当の受給者
- ②公的年金給付などを受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る
- ③申請時点で受給資格があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当受給対象になる水準に下がった方

給付額 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

追加給付

対象 上記対象者①、②の方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少していると申し出があった方

給付額 1世帯5万円

各申請手続

基本給付対象①の方は申請不要です。

8月下旬に、令和2年6月分児童扶養手当の受給口座に振り込みます。受給を辞退する方は届出が必要です。

基本給付対象②、③の方、追加給付対象の方は、それぞれ申請が必要です。

申請書に必要事項を記入、必要書類を添付して提出ください。審査後、指定の口座に振り込みます。

基本給付対象②、追加給付は、8月3日(月)~令和3年2月26日(金)、基本給付対象③は、9月1日(火)~令和3年2月26日(金)に申請してください。

☎ 子育て支援課家庭支援係 ☎353-7797